

第三十八回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第十号

昭和三十六年四月十三日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 山口 好一君
理事 菅野和太郎君 理事 中村 幸八君
理事 前田 正男君 理事 岡 良一君
理事 岡本 隆一君
赤澤 正道君 有田 喜一君
稲葉 修君 佐々木義武君
西村 英一君 濱田 正信君
保科善四郎君 細田 吉藏君
田中 武夫君 内海 清君

出席國務大臣 池田正之輔君

出席府委員

内閣府委員長 大平 正芳君
科学技術 松本 一郎君
政務次官 島村 武久君
総理府事務官(科学技術局長官房長) 原田 久君
総理府事務官(科学技術局長官房長) 久君

総理府事務官(科学技術局長官房長) 久君
総理府事務官(科学技術局長官房長) 久君
総理府事務官(科学技術局長官房長) 久君

委員外の出席者

科学技術事務次官 篠原 登君
総理府技術官(科学技術局長官房長) 前田 陽吉君
総理府技術官(科学技術局長官房長) 佐藤 松男君
総理府事務官(科学技術局長官房長) 森崎 久寿君
総理府事務官(科学技術局長官房長) 森崎 久寿君

総理府事務官(科学技術局長官房長) 井上 亮君
通商産業事務官(工業技術院) 堀坂政太郎君
調整部長

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
新技術開発事業団法案(内閣提出第一二四号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

新技術開発事業団法案を議題といたします。質疑の通告がありますので、この際、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 新技術開発事業団法案につきまして、大平官房長官も御承知と思いますが、商工委員会との連合審査、そこへ総理の出席を願いました。

いろいろと設置法上の立場から、いわゆる行政の総合調整を主として担当する諸官庁、たとえば科学技術庁とか経済企画庁と事業を担当する各省との所管の問題等々について総理からお伺いいたしまして、その後、あらためて、設置法という法律的な立場から林法制局長官の御意見も聞きました。その後、杉村教授を参考人として来てもらいまして、行政学上から見て、この種総合調整を主として担当する官庁と、それから、事業を所管する官庁との間の関係はどうあるべきか、ことに

行政学上、行政機構としてのあり方、その上に立って、現在の科学技術庁設置法から見ましてこの新技術開発事業団のようなことがやれるかどうか、こういうことを質問したのであります。その結果、結論的に申しますならば、杉村教授は、新技術開発事業団を科学技術庁で所管するということは、現在の設置法から見ると違法とは思われな

い、しかし、ベターであるとは思われな

い、しかし、ベターであるとは思われな

い、しかし、ベターであるとは思われな

い、しかし、ベターであるとは思われな

い、しかし、ベターであるとは思われな

い、しかし、ベターであるとは思われな

い、しかし、ベターであるとは思われな

す。同じようなことを通産省も考えており、若干ニュアンスは違いますが、結局は同じような目的のことを建設省、自治省も考えております。こういうことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関係

を調整していくということをどのよう

に考えておられるか。

なお進んで設置法等の改正も必要だ

と思いますが、そのことについて、

総理にかかわっての官房長官の御答弁を

伺いたいと思います。

同時に、きょう官房長官が代理で出

られましてについては、どうい

う御意見でございましたか。そこで、各

庁、各省に關係を持つものであります

ので、実は、総理に出席を願って最終

的に御意見を伺いたい、このように考

えておりましたのですが、総理は所要

とかの由で官房長官がかわって見えま

したので、官房長官にお伺いしたいと

思います。

今申しましたような経過、このこと

によりまして、政府として、今後各省

あるいは各庁の設置法等を再検討する

ことによつて、行政の一元化並びに機

構改革、こういうことをやらなければ

ますます混乱が出てよいと思いま

す。今のこの法律だけではございませ

ん。御承知のように、水資源につきま

しても、経済企画庁と事業所管省との

間にいろいろ問題がある。低開発地域

開発のための法律にいたしまして、

現に、経済企画庁からは低開発地域工

業開発促進法案というのが出ておりま

す。同じようなことを通産省も考えて

おり、若干ニュアンスは違いますが、

結局は同じような目的のことを建設

省、自治省も考えております。こうい

うことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関

係を調整していくということをどのよ

うに考えておられるか。

なお進んで設置法等の改正も必要だ

と思いますが、そのことについて、

総理にかかわっての官房長官の御答

弁を伺いたいと思います。

同時に、きょう官房長官が代理で出

られましてについては、どうい

う御意見でございましたか。そこで、各

庁、各省に關係を持つものであります

ので、実は、総理に出席を願って最終

的に御意見を伺いたい、このように考

えておりましたのですが、総理は所要

とかの由で官房長官がかわって見え

ましたので、官房長官にお伺いしたい

と

思います。

今申しましたような経過、このこと

によりまして、政府として、今後各省

あるいは各庁の設置法等を再検討する

ことによつて、行政の一元化並びに機

構改革、こういうことをやらなければ

ますます混乱が出てよいと思いま

す。今のこの法律だけではございませ

ん。御承知のように、水資源につきま

しても、経済企画庁と事業所管省との

間にいろいろ問題がある。低開発地域

開発のための法律にいたしまして、

現に、経済企画庁からは低開発地域工

業開発促進法案というのが出ておりま

す。同じようなことを通産省も考えて

おり、若干ニュアンスは違いますが、

結局は同じような目的のことを建設

省、自治省も考えております。こうい

うことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関

係を調整していくということをどのよ

うに考えておられるか。

なお進んで設置法等の改正も必要だ

と思いますが、そのことについて、

総理にかかわっての官房長官の御答

弁を伺いたいと思います。

同時に、きょう官房長官が代理で出

られましてについては、どうい

う御意見でございましたか。そこで、各

庁、各省に關係を持つものであります

ので、実は、総理に出席を願って最終

的に御意見を伺いたい、このように考

えておりましたのですが、総理は所要

とかの由で官房長官がかわって見え

ましたので、官房長官にお伺いしたい

と

思います。

今申しましたような経過、このこと

によりまして、政府として、今後各省

あるいは各庁の設置法等を再検討する

ことによつて、行政の一元化並びに機

構改革、こういうことをやらなければ

ますます混乱が出てよいと思いま

す。今のこの法律だけではございませ

ん。御承知のように、水資源につきま

しても、経済企画庁と事業所管省との

間にいろいろ問題がある。低開発地域

開発のための法律にいたしまして、

現に、経済企画庁からは低開発地域工

業開発促進法案というのが出ておりま

す。同じようなことを通産省も考えて

おり、若干ニュアンスは違いますが、

結局は同じような目的のことを建設

省、自治省も考えております。こうい

うことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関

係を調整していくということをどのよ

うに考えておられるか。

なお進んで設置法等の改正も必要だ

と思いますが、そのことについて、

総理にかかわっての官房長官の御答

弁を伺いたいと思います。

同時に、きょう官房長官が代理で出

られましてについては、どうい

う御意見でございましたか。そこで、各

庁、各省に關係を持つものであります

ので、実は、総理に出席を願って最終

的に御意見を伺いたい、このように考

えておりましたのですが、総理は所要

とかの由で官房長官がかわって見え

ましたので、官房長官にお伺いしたい

と

思います。

今申しましたような経過、このこと

によりまして、政府として、今後各省

あるいは各庁の設置法等を再検討する

ことによつて、行政の一元化並びに機

構改革、こういうことをやらなければ

ますます混乱が出てよいと思いま

す。今のこの法律だけではございませ

ん。御承知のように、水資源につきま

しても、経済企画庁と事業所管省との

間にいろいろ問題がある。低開発地域

開発のための法律にいたしまして、

現に、経済企画庁からは低開発地域工

業開発促進法案というのが出ておりま

す。同じようなことを通産省も考えて

おり、若干ニュアンスは違いますが、

結局は同じような目的のことを建設

省、自治省も考えております。こうい

うことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関

係を調整していくということをどのよ

うに考えておられるか。

なお進んで設置法等の改正も必要だ

と思いますが、そのことについて、

総理にかかわっての官房長官の御答

弁を伺いたいと思います。

同時に、きょう官房長官が代理で出

られましてについては、どうい

う御意見でございましたか。そこで、各

庁、各省に關係を持つものであります

ので、実は、総理に出席を願って最終

的に御意見を伺いたい、このように考

えておりましたのですが、総理は所要

とかの由で官房長官がかわって見え

ましたので、官房長官にお伺いしたい

と

思います。

今申しましたような経過、このこと

によりまして、政府として、今後各省

あるいは各庁の設置法等を再検討する

ことによつて、行政の一元化並びに機

構改革、こういうことをやらなければ

ますます混乱が出てよいと思いま

す。今のこの法律だけではございませ

ん。御承知のように、水資源につきま

しても、経済企画庁と事業所管省との

間にいろいろ問題がある。低開発地域

開発のための法律にいたしまして、

現に、経済企画庁からは低開発地域工

業開発促進法案というのが出ておりま

す。同じようなことを通産省も考えて

おり、若干ニュアンスは違いますが、

結局は同じような目的のことを建設

省、自治省も考えております。こうい

うことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関

係を調整していくということをどのよ

うに考えておられるか。

なお進んで設置法等の改正も必要だ

と思いますが、そのことについて、

総理にかかわっての官房長官の御答

弁を伺いたいと思います。

同時に、きょう官房長官が代理で出

られましてについては、どうい

う御意見でございましたか。そこで、各

庁、各省に關係を持つものであります

ので、実は、総理に出席を願って最終

的に御意見を伺いたい、このように考

えておりましたのですが、総理は所要

とかの由で官房長官がかわって見え

ましたので、官房長官にお伺いしたい

と

思います。

今申しましたような経過、このこと

によりまして、政府として、今後各省

あるいは各庁の設置法等を再検討する

ことによつて、行政の一元化並びに機

構改革、こういうことをやらなければ

ますます混乱が出てよいと思いま

す。今のこの法律だけではございませ

ん。御承知のように、水資源につきま

しても、経済企画庁と事業所管省との

間にいろいろ問題がある。低開発地域

開発のための法律にいたしまして、

現に、経済企画庁からは低開発地域工

業開発促進法案というのが出ておりま

す。同じようなことを通産省も考えて

おり、若干ニュアンスは違いますが、

結局は同じような目的のことを建設

省、自治省も考えております。こうい

うことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関

係を調整していくということをどのよ

うに考えておられるか。

なお進んで設置法等の改正も必要だ

と思いますが、そのことについて、

総理にかかわっての官房長官の御答

弁を伺いたいと思います。

同時に、きょう官房長官が代理で出

られましてについては、どうい

う御意見でございましたか。そこで、各

庁、各省に關係を持つものであります

ので、実は、総理に出席を願って最終

的に御意見を伺いたい、このように考

えておりましたのですが、総理は所要

とかの由で官房長官がかわって見え

ましたので、官房長官にお伺いしたい

と

思います。

今申しましたような経過、このこと

によりまして、政府として、今後各省

あるいは各庁の設置法等を再検討する

ことによつて、行政の一元化並びに機

構改革、こういうことをやらなければ

ますます混乱が出てよいと思いま

す。今のこの法律だけではございませ

ん。御承知のように、水資源につきま

しても、経済企画庁と事業所管省との

間にいろいろ問題がある。低開発地域

開発のための法律にいたしまして、

現に、経済企画庁からは低開発地域工

業開発促進法案というのが出ておりま

す。同じようなことを通産省も考えて

おり、若干ニュアンスは違いますが、

結局は同じような目的のことを建設

省、自治省も考えております。こうい

うことで、ますます複雑化すると思

いますので、政府として、そういう関

係を調整していくということをどのよ

うに考えておられるか

そこで、杉村博士も言われるように、違法ではない、しかし、もつとはつきりした方がよりベターである、こういう答弁であつたのです。私も、これによつてやるかどうか、こういうことで、実は総理あるいは官房長官、あるいは法制局長官等とも今こうしてやつておるわけです。しかし、今この中に含むのだ、含まれないのだといつても、これはお互い解釈論だと思うのです。法律の解釈論というようなものはお互いの論争にすぎないのであつて、ことに、また、今おっしゃるのが通念であるかどうかということになると、もつと学者の意見を聞かなければならないと思うのです。従つて、疑義のないようにしていくことが必要である。こういう立場から、あえてこの法案のみにとどまらず、広く設置法というものを再検討する。今おっしゃつたように、設置法に世の中をはめていくのではなくて、世の中の動きに応じて設置法を検討していくということ、さらにこういう行政の総合的調整を主として行なう官庁と実務を主として担当するところの各省との間の接点をどこに求めるか、こういうことになる、むづかしい問題になります。どういうふうに改正しようとも接点は出てくると思うのですが、できるだけ疑義を生じないようなやり方をしてもらいたい、こういうことを希望しておるわけなんです。それについて、もう一度だけ御答弁願いたいと思います。

○大平政府委員 政府の所信として、行政は国民に奉仕するのが任務でございますから、国民生活の現状、国民経済の事態が変化を遂げて、現在の行政のかまえてもつてこれを消化するの不便を来たすというようなことでございしますならば、これは改正すべきが当然であると考えております。それで、各省の行政機能と総合調整官庁の機能との限界、そういう場合におきましても、明確にして参ることは当然だと思つております。現在のところ、それでは全面的に各省の設置法を今の状態に照らして改正する段階にあるかと申しますと、まだ私は情勢が熟していないと思うのでありまして、この情勢の熟成の度合いを見ながら、政府といたしましては、今言われたような御趣旨に沿ひまして再検討するにやぶさかでないと思ふ。

○山口委員長 他に御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○山口委員長 これより討論に入りますが、別段討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕
○山口委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○山口委員長 この際、田中武夫君より、新技術開発事業団法案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者よりその趣旨説明を求めます。田中武夫君。

○田中(武)委員 ただいま可決となりました新技術開発事業団法案につきまして、委員各位の御了解を得まして、自民、社会並びに民社共同提案にかかわ

る附帯決議案を提案したいと存じます。

まず、案文を朗読いたします。

附帯決議案

一、新技術開発事業団の所管は、内閣総理大臣に属せしめて、本事業団の目的並に業務が新技術の企業化に密接な関連を有するため、一般事業所管各省との間に権限の分界に明確をかくおそれがあり、このことは、本事業団のみの問題ではないので、今後各省庁の設置法等について根本的に再検討を加え、この種の疑義をなくすることが必要である。よつて政府はこの点について適切な措置を講ずべきである。

二、貿易の自由化を迎えんとする今日、わが国経済が国際競争において安定した地位を保持するためには、ますます国産技術の開発をはからねばならない。よつて政府は特に次の各項につき、十分なる措置を講ずべきである。

(一) 外国技術の導入にあつては、国産技術振興の見地に立つて企業利益にもとづく安易な競合をきたさないよう措置すべきである。

(二) 各省庁の割拠主義を排し、人材、設備、資金等の総合的かつ効率的運営をはかるべきである。

(三) 中小企業の技術的立ち遅れを克服しうるよう技術の向上と普及の機会を積極的に造成すべきである。

(四) 民間における発明の奨励、その工業化の助長等について中

央、地方を一貫した国産技術の開発対策を充実すべきである。

右決議する

以上が案文でございます。

提案の説明は、すでに本委員会あるいはまた商工委員会との連合審査等々における質疑の中において、十分この附帯決議案の趣旨は尽くされておると思ひますので、一々その提案の理由は申し上げませんが、どうぞ、この法案の審議の過程において、大臣あるいは総理、あるいは法制局長官、参考人等々と委員各位との間に取りかわされた質疑の内容、あるいはそのときにいろいろ出て参りました問題等々から、皆さんが満場一致でこの附帯決議に御賛同下さらんことを希望いたします。提案の趣旨説明にかえたいと思ひます。

○山口委員長 以上をもつて趣旨説明は終わりました。

これにより採決いたします。

新技術開発事業団法案に対し附帯決議を付すべしとの動議に御異議ありませんか。

○山口委員長 御異議なしと認め、田中武夫君の動議のごとく決しました。

この際、附帯決議に対する政府の所信を求めます。池田國務大臣。

○池田(正)國務大臣 本案に対する附帯決議の御趣旨は、私どもとしまして十分これを尊重いたしまして、御趣旨に沿うように努力を重ねたいと思つております。

○山口委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成などにつきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○山口委員長 御異議なしと認め、まづ、さよう決しました。

○山口委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。

すなわち、科学技術行政に関しまして、特に人工衛星に関する問題について参考人の出頭を求め、意見を聴取したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○山口委員長 御異議なしと認め、まづ、さよう決しました。

○山口委員長 御異議なしと認め、まづ、さよう決しました。

○山口委員長 岡良一君より発言を求められております。これを許します。岡良一君。

○岡委員 本委員会といたしましては、いよいよ原子力損害の賠償に関する法律案等、重大な案件の審議に入ることになりました。つきましては、こ

の際、特に政府当局並びに関係事務当局に対して、左の諸点について強く要請をいたしたいと思ひます。

原子力損害の賠償に関する法律案につきましても、これは原子力事業者の負担を越える部分については、国が損害賠償について援助を与えることになつております。しかも、これは国会の議決を要するというようなことになつておりますが、そういったことになると、当然予算の問題となり、予算の提案権を持つておる政府の大きな事項にかかわつて参りますので、必要な場合には総理大臣はもとより、特に大蔵大臣等の御出席を仰ぐように、大平官房長官の方で特に一つ御配慮をお願いしたいと思います。

それから、この法律案については、原子力委員会において特に専門委員会を設けられ、その道の権威者に委嘱されまして、今日まで数年にわたつて検討を續けて参られたのでございます。従ひまして、原子力委員会の中では、有沢広己委員がその責任を担当しておられたやに聞いておりますので、あるいは有沢委員なり、また、小委員長として尽瘁をせられた我妻榮委員なり、こういう方々には、やはり定例の委員会には努めて御出席をいただくように、これは池田原子力委員長長の御配慮をお願いいたします。

なお、この法律案は、申し上げるまでもなく、最近の急テンポな技術革新に基づいて、いわゆる無過失責任というような、全く異例の原則の上に賠償責任を明らかにしようとするものでございます。賠償の措置をとらうとするものでございます。そういうわけ合ひからいたしまして、これはおそらく原

子力にとどまらず、あるいは地下の天然ガスを吸ひ上げるために起こつてくる地盤沈下の問題とか、もろもろの日本の新しい技術進歩、近代産業の発展とともに起こり得る不可避的な問題に對する国の新しい義務的な措置の第一歩を踏み出そうとする意味において、きわめて大きな意義を持つておると存じます。そういう意味合ひにおきまして、われわれとしては、できるだけ慎重に審議を尽くしたいと存じておりますので、われわれの要求をする資料、あるいはまた、われわれがその人の意見を聞きたいと思う参考人等については、委員長にも十分に御配慮をお願い、事務当局におきましても、すみやかに資料等の提出をお願いいたします。

そこで、まず第一の資料でございますが、先般、原子力委員会の方で、大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算というような調査をせられたはずでございますので、その結果のレポートを資料としてぜひ御提出をお願いいたします。

第二の資料といたしましては、原子力委員会の中に、下部機構といたしまして安全基準部会がございます。安全基準部会が今日までおよそ三年程度検討してこられたものと存じますが、どのような結論に達せられたのか、この点もあわせて資料として御提出をお願いいたします。

なお、必要な資料については逐次要求をいたしますので、すみやかに御提出のほどをこの際希望いたします。私の發言を終わりたいと思ひます。

○枉政府委員 ただいまの資料御要求の二件につきましては、さつきの提出いたしたいと思ひます。

○山口委員長 本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

〔参照〕

新技術開発事業団法案（内閣提出第一二四号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

科学技術振興対策特別委員会議
録第二号中正誤

○五 行 誤 正
第七條第一 附則第七條
第一項

昭和三十六年四月十九日印刷

昭和三十六年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局